

令和5年5月2日

保護者各位

郡山東高等学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より本校の教育活動に御支援、御協力をいただき感謝申し上げます。

この度、5月8日付けで、「感染症の予防及び感染症の罹患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行することを受け、文部科学省及び県教育委員会から対応方針に関する通知がありました。

本校においても、下記のとおり対応することとしますのでお知らせいたします。

今後も、生徒の学びを保障するため、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続してまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新たな対応方針の開始日

令和5年5月8日（月）

2 生徒の感染が判明した場合の措置

出席停止とする。期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。

3 濃厚接触者の取扱い

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わないことから、感染症の患者と接触があった場合も感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはしない。

4 平時からの感染症対策等

- (1) マスクについては、着用を求めないことを基本とする。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず、自宅での休養を勧めることとする。この際、家庭との連携により生徒の健康状態を把握することとする。
- (3) 2方向の窓を同時に開けての換気やサーキュレーターや空気清浄機の稼働など、可能な限り十分な換気対策を行う。
- (4) 外から教室に入るときやトイレの後、昼食の前後などのこまめな手洗いの指導を行うこととする。
- (5) 合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談があった者等の出欠の取扱いについては、校長の判断により行うこととする。

(事務担当 教頭 電話 024-932-0898)